

発話機能としての《進行》に関する一考察

齊藤幸一（創価大学大学院生）

要　旨

山岡（2008）では、サールの発話行為論における発話行為とハリデーの機能文法における発話機能を統合した新たな理論として「発話機能」を提案し、語用論的条件によって、さまざまな機能に分類している。しかし、山岡ほか（2010）でも述べている通りその分類は、さらに改良を加えていく必要がある。本研究では、山岡（2008）・山岡ほか（2010）の発話機能に、新たな発話機能《進行》を提案した試論である。例えば、議長が「これから会議を始めたいと思います」のような権限を有する者が、会議や行事、授業などの開始・終了などを告げる発話機能を《進行》と名付けた。《進行》が日本語・中国語・英語で使用されていることを用例によって実証している。

キーワード：発話機能、宣言、進行、対照研究

1. はじめに

本研究は、山岡（2008）、山岡ほか（2010）で提唱されている《承認要求》・《判定》・《解任》などの《宣言》の発話機能に、新たな発話機能《進行》を提案したものである。筆者が発話機能の研究の一環で、ドラマ・映画などのセリフに対し《命令》《感情表出》などと発話機能のラベリング作業をしていた際、山岡ほか（2010）の発話機能だけでは、捉えきれない、また捉えにくい用例がいくつか存在した。「発話機能論はまだ議論の途中なので、今後の検討の結果、範疇の見直し、追加、結合、定義的な語用論的条件の修正などがあり得る（山岡ほか（2010：127）」ため、本研究は、発話機能の追加という立場をとるものである。

ここで問題とする発話は、会議などにおいて、司会が「それでは、会議を始めさせていただきます」というようなものである。「会議」が行われていないという状況を、このような発話によって「会議」へと変化させているため、「世界を変化させること」という共通の目的を持つ《宣言》に属するものだと考えられる。しかし、既存の発話機能範疇にはこれに当てはまるものが、見当たらない。よって、本研究では、《宣言》の新たな発話機能《進行》を提案し、考察していく。

2. 発話機能について

2.1. 発話機能の定義

山岡（2008）は、「発話機能」を「話者がある発話をを行う際に、その発話が聴者に対して果たす対人的機能を概念化したもの」と定義している。例えば、会社の上司が部下に「ちょっと、この資料を30部頼む」という発話は、対人的機能として《命令》という発話機能を有している。また「発話機能は、純然たる意味範疇であるから、形式範疇に比べて、限定しにくく、細分化しようと思えばいくらでもできるように見える。（中略）しかし、発話

機能を論理的に規定することが可能になれば、細分化の限界を量的にではなく、質的に規定することができるようになるはずである(山岡 (2008 : 3)」とし、その例として、《命令》と《依頼》の違いを、働きかけの程度差ではなく、聴者の行動の権限を話者が持っているかどうか（例、部下と上司）という語用論的条件といった、質的な差異をもって、別範疇としている。

例) (上司→部下)

上司「ちょっと、この資料を 30 部頼む」《命令》

部下「はい、かしこまりました」《服従》

(同僚 A→同僚 B)

同僚 A「ちょっと、この資料を 30 部頼む」《依頼》

同僚 B「うん、わかった」《協力》

(筆者作例)

例) の上司から部下に対する発話は、上司が部下の行動の権限を持っており、部下はその行動要求の発話を拒否できないため、《命令》となる。しかし、同僚 A から同僚 B への行動要求の発話は、同僚 A が同僚 B の行動の権限を持っていないため、《命令》ではなく《依頼》となる。

このように発話機能は、権限・利害関係などの語用論的条件をもとに意味範疇を理論体系化したものである。

2.2. 山岡ほか (2010) における発話機能の分類

山岡ほか (2010) では、発話機能を連ごとの目的と語用論的条件により 5 分類している。この 5 分類において、さらに語用論的条件を追加することによって、下位範疇がなされている。以下の表は、その 5 分類についてまとめたものである。

表 1) 山岡の発話機能の 5 分類 (山岡ほか (2010 : 125))

範疇	目的	適合方向
{策動} (Deontics)	参与者の行為に対する制限機能	世界を言葉へ (↑)
{宣言} (Declaration)	世界を変化させる遂行機能	双方向 (↔)
{演述} (Assertives)	世界の現象に関する記述機能	言葉を世界へ (↓)
{表出} (Expressives)	参与者の心情に関する遂行機能	無方向 (ϕ)
{形成} (Formations)	会話を形成するメタ的機能	一定しない

本研究では、この 5 分類の中で {宣言} の発話を考察対象として取り上げているため、山岡ほか (2010) における {宣言} の詳細を下記に明記しておく。

{宣言}

共通の目的：世界を変化させること

共通の語用論的条件：①参与者 B による当該発話が行為の実行となるような権限を参与者 B が有していること。

山岡ほか (2010 : 130)

2.3 {宣言} の下位範疇と語用論的条件

{宣言} の下位範疇としては、《承認要求》《承認》や、《認知要求》《認知》などが設定されており、山岡ほか(2010)における{宣言}の発話機能は以下のもので、すべてとなる。以下は、語用論的条件をもって別範疇化された{宣言}の発話機能一覧になる。

【{宣言} における各発話機能】

《承認要求》・《承認》:「彼の立場もわかってやってくれ」「君の言う通りだね」

《認知要求》・《認知》:「名字が林に変わりましたのでどうぞよろしく」

「わかりました」

《拒否》(=《断り》):「駅まで迎えに来てくれないか」「今、取り込んでいるんだよ」

《譲渡要求》・《譲渡》:「この土地を譲ってくれないか」「ああ、譲ってやるよ」

《命名要求》・《命名》／《任命要求》・《任命》:「私は何をすればいいですか」

「君は会計担当をやってくれ」

《判定要求》・《判定》:「ビデオはどうですか」「東方力士の足が先に出ています」

《解任》／《破門》:「君には主将を降りてもらう」「わかりました」

《辞任要求》・《辞任》／《辞退要求》・《辞退》:「もう主将はやめたらどうですか」

「そうしたいと思います」

山岡ほか(2010)では、{宣言}の上述した発話機能を分化する語用論的条件が以下のように規定されている。その中の語用論的条件①は、{宣言}のどの発話機能にも備わる共通のものとしている。{宣言}における語用論的条件は、以下の通りである。

【{宣言} における語用論的条件】

① 参与者 B による当該発話が行為の実行となるような権限を参与者 B が有していること（共通）

② 参与者 B が当該発話をを行うことを参与者 A が欲していること

参与者 B が当該発話をを行うことを参与者 A が欲していないこと

③ 参与者 B による当該発話は参与者 A に利益をもたらすこと

④ 参与者 B による当該発話の遂行は参与者 B 自身の権限に基づくこと

⑤ 当該命題は客観的事実に基づくものであること

当該命題は人物・事物の名称や社会的地位について示すものであること

当該命題は参与者 B の権限において真であることが示されるものであること

当該命題は人物の社会的・宗教的地位について示すものであること

{宣言}の語用論的条件を見ていくと、まず共通の語用論的条件①では、権限について述べられている。また{宣言}の各発話機能を別範疇化する語用論的条件②では欲求、③では利益、④参与者 B 自身のこと、⑤では、当該命題について述べられている。これらの語用論条件の相違によって、発話機能が下位分類されているのである。

3. 発話機能《進行》について

3.1. 問題の用例

上述した発話機能に該当しない用例が以下となる。

- 1) (集団お見合いの為に集まった、村の青年(3名)と東京の女性(2名)、村の職員

がいる)

村長の声「(ズリ上がって)ただいまより、山田村青年団集団見合いを始めたいと思ひます」《　　?　　》

(山田村)

この発話は、「お見合い」という行事の開幕を告げている。この発話をした時点から、「お見合い」は始まっており、「世界を変化させ」ているので、これは{宣言}に属する発話機能だと考えられる。だが、山岡ほか(2010)の発話機能に当てはまるものが見当たらない。つまり、行事や会議、授業などの開始・終了などを告げる{宣言}の発話機能が設定されていないのである。そこで、《進行》という{宣言}の新たな発話機能を提案する。

3.2. 発話機能《進行》の語用論的条件

発話機能《進行》の目的・語用論的条件は、以下のように考えられる。

(《進行要求》)・《進行》

目的：参与者Bの権限に基づいて、物事を進行すること

語用論的条件：共通①に加えて

②参与者Bが当該発話を行うことを参与者Aが欲していること

⑤当該命題は、ある活動の開始・終了について示すものであること

用例)「ただいまより、衆議院予算委員会を始めたいと思います。」

このように名称・語用論的条件を設定した考察は、次節から述べていく。

3.2.1. 《進行》という名称の由来について

《進行》という名称は、物事の開始・終了を含むものとして設定した。ひとつの物事の開始は、他の物事の終了でもあり、また逆も然りである。例えば、授業の開始は、休み時間の終わりを告げるものであるからである。斎藤(2010)においては、この発話機能に「合図」という名称を与えていたが、「合図」という語は、具体的な行動を要求する意味合いが強く、行為を要求する{策動}に近い意味となってしまう。そこで、{宣言}の下位範疇としては不適切であると判断し、「進行」という名称を設定したのである。また、この発話機能に対し、「宣言」という名称がいいのではないかという貴重な意見もいただいたが、上位範疇の{宣言}との混同を避け、あえて新たな名称を提案することにする。

3.2.2. 語用論的条件の考察

会議や行事の進行において、その権限を有する者が発話することによって、当該発話は遂行されるものである。例えば、裁判においては裁判長、会議においては、議長や司会が、その権限のある者にあたる。裁判の開廷の際に、傍聴席の一般人が「それでは、開廷いたします」と発話しても、裁判の開廷どころか、裁判の妨害に近い発話となってしまう。《進行》は、権限を有するものが発話するからこそ、会などの活動の開始・終了という「世界を変化させる」効力が発揮されるため、{宣言}の発話であり、「語用論的条件①参与者Bによる当該発話が行為の実行となるような権限を参与者Bが有していること」が必要であることが明白である。また、会議や授業などを進めるための参与者Bの発話を待っている参与者Aは、一般的にその発話を欲していると考えられる。ゆえに、「語用論的条件②参与者Bが当該発話を行うことを参与者Aが欲していること」も、必須条件であると考えら

れる。

また《進行》という発話機能を提案するにあたり、語用論的条件①②だけは、《承認》《承認要求》と同じ条件になってしまふ。{宣言}においては、《命名要求》・《命名》や《判定要求》・《判定》などを《承認》・《承認要求》と別範疇化するため、命題題内容レベルでの語用論的条件⑤が設定されている。この(《進行要求》)・《進行》においても同じように、命題レベルでの範疇化を試みたい。そこで新たな語用論的条件⑤「当該命題は、ある活動の開始・終了について示すものであること」を追加した。

3.2.3. 《進行要求》について

《進行》の発話は、主に権限の持っている参与者Bによって一方的に発話する場合が多いため、上記の詳細において、《進行要求》は()で表記している。しかし、参与者Aが参与者Bに《進行》を要求する場合もある。例えば、会議において、部下が、「そろそろお願ひします」と、その会議を進行する権限を持っている上司に《進行》の発話を促すような場合である。そのような発話の発話機能は、《進行要求》となる。また、会議が始まるのを静かに「待つ」という行為も、《進行要求》に当たるものだと考えられる。

3.3. 用例の考察

3.3.1. 日本語の用例

《進行》の用例には、以下のようなものがある。

- 1) (集団お見合いの為に集まった、村の青年(3名)と東京の女性(2名)、村の職員がいる)

村長の声「(ズリ上がって)ただいまより、山田村青年団集団見合いを始めたいと思ひます」《進行》

(山田村)

ここでは村長が、「お見合い」を開始する権限を持っており、この発話によって「お見合い」が開始されている。村長は、「~たいと思ひます」と、願望するような表現を発話しているが、実際には、この発話によって「お見合い」が開始されており、ここでの発話機能は{表出}の《願望表出》ではなく、{宣言}の《進行》となる。

- 2) 授業中。終業のベルが鳴る。

野村「今日のところはこれまで」《進行》(と、本を閉じる)

それから、大峰と片岡。ちょっと校長室まで来てくれ《命令》

と出していく。顔を見合わせる、ミネさと俊介。

また何かやったのか、という表情で二人を見る生徒達。

(ロックよ)

ここでは、高校教師の野村が、「授業」を終了する権限を持っており、この発話によって「授業」が終了されている。教師は、担当する「授業」を開始・終了する権限を持っており、《進行》の発話によって、「授業」の開始・終了を行う権限を持っている。ここで、終業ベルが《進行》の発話機能と同じ機能を持っているように考えられなくもないが、次の担当の教師が来るまでなど、事実上、教師の権限で授業を続行することは可能であるため、授業の開始・終了の権限は、最終的には教師が持っていることになる。

3.3.2. 中国語・英語における《進行》

発話機能は、意味範疇であるため、日本語に関わらず、形式はどうあれ他の言語でも共通に見られるものであると考えられる。よって、中国語・英語での《進行》の発話用例をもって、この《進行》という発話機能が妥当なものであることを示すことにする。まず、中国語の用例を見てみる。

3) 主持：各位代表！现在开始开会。《進行》

(司会「代表の皆様！ただいまより、党大会を始めます」※筆者訳)

(党大会)

4) (ラジオ番組スタッフの会議室にて)

余总：好了。现在开始我们的收听率周期检讨会议。《進行》

(余社長「では、今から聴取率週次検討会議を始める。」※筆者訳)

(地下鉄)

3)では、進行の権限を有する「主事（司会）」の発話によって、「党大会」の開始が行われている。同じように4)でも、「余总（余社長）」の発話によって、「会議」の開始が行われており、中国語においても、《進行》という発話機能が見られる。次は、英語の用例である。

5) (株主総会にて)

Chairperson: The meeting will please come to order. 《進行》

I am Walter Conners, CEO of XYZ International and Chairperson of meeting..

(議長「これより議事に入ります。私は、ウォルター・コーナーズと申します。XYZインターナショナルのCEOであるとともに、この総会の議長を務めます。」)

※（ビジネス）の訳を引用
(ビジネス)

6) (裁判にて)

JURY FOREPERSON: We, the jury, find the defendant guilty.

JUDGE: This court is adjourned. 《進行》

(陪審主任「私達、陪審員は、被告が有罪であると評決しました。」)

裁判官「この裁判を休廷する。」※筆者訳)

(BONES)

5)においては、株主総会という場の権限を有する「Chairperson（議長）」が、「The meeting will please come to order」と発話することによって「The meeting」という活動の開始を行っている。また、6)では、裁判という場の権限を持っている「JUDGE（裁判官）」が、「This court is adjourned」と発話することによって、「This court」という活動の休止を行っている。以上の用例から、中国語・英語においても、《進行》という発話機能が見られることが示された。よって従来の発話機能範疇に《進行》を追加すべきである。

4.まとめ

本研究によって、中国語・英語での《進行》の用例も提示され、発話機能《進行》の追

加が妥当なものであることが示された。本稿で提案した発話機能《進行》の詳細は、以下の通りである。

(《進行要求》)・《進行》

目的：参与者 B の権限に基づいて、物事を進行すること

語用論的条件：共通①に加えて

②参与者 B が当該発話を行うことを参与者 A が欲していること

⑤当該命題は、ある活動の開始・終了について示すものであること

用例)「ただいまより、衆議院予算委員会を始めたいと思います。」

「各位代表！現在开始开会。」

「This court is adjourned.」

《進行》は、議長、裁判官、上司、司会など、その活動に対する権限のあるものが発話することによって発動されるものであり、その場の活動の開始・休止・終了を行うという「世界を変化させる」{宣言}に属する発話機能である。

5. 今後の課題

本稿では、発話機能(《進行要求》)《進行》の追加のみであったが、筆者の確認している中では、{形成}における《訂正要求》《訂正》や《不問》、鈴木(2011)で語用論的条件が規定されている《自賛》など、従来の発話機能範疇のみでは、まだ捉えきれない用例も存在する。発話機能範疇をさらに整理する必要性があると思われる。

参考文献

- 斎藤幸一 (2010) 「発話機能の課題」創価大学山岡ゼミ夏合宿発表資料
鈴木夕佳 (2011) 「配慮の機能を持つ副詞についての一考察—「そこそこ」を中心に—」
　　創価大学大学院文学研究科修士論文
山岡政紀 (2000) 『日本語の述語と文機能』 くろしお出版
——— (2008) 『発話機能論』 くろしお出版
山岡政紀・牧原功・小野正樹 (2010) 『コミュニケーションと配慮表現 日本語語用論入門』
　　明治書院
Halliday,M.A.K(1994) *An Introduction to Functional Grammar.* 2nd ed. Edward Arnold. (邦訳：
　　山口登・寛寿雄訳 (2001) 『機能文法概説—ハリデー理論への誘い—』 くろしお出版)
Leech,G(1983) *Principles of Pragmatics*, Longman. (邦訳：池上嘉彦・川上誓作訳 (1987) 『語用論』
　　紀伊國屋書店)
Levinson,S.C(1983) *Pragmatics*, Cambridge University Press. (邦訳：安井稔・奥田夏子訳 (1990) 『英
　　語語用論』 研究社出版)
Serale,J.R(1969) *Speech act*, Cambridge University Press. (邦訳：坂本百大・土屋俊訳 (1986) 『言
　　語行為』 効草書房)
Serale,J.R(1979) *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech act*, Cambridge
　　University Press. (邦訳：山田友幸監訳 (2006) 『表現と意味』 誠信書房)

参考資料

- (山田村)「山田村ワルツ」一色伸幸脚本／『シナリオ』476号 (1988年3月号)
(ロックよ)「ロックよ、静かに流れよ」長崎俊一・北原陽一脚本／『シナリオ』476号 (1988

年 3 月 号)

(党大会) 「党代会主持词」 公文易

〈http://www.govyi.com/gongwenxiezuo/dangdaihui/200704/20070411054603_97085.shtml〉 ,

2011 年 2 月 10 日 参照

(地下鉄) ドラマ「地下鉄」第 3 話 地下鐵創作組脚本／台灣 華視 (CTS) (2006 年放送)

(ビジネス) 日向清人 (2007) 『即戦力がつくビジネス英会話－基本から応用まで』 株式会社
DHC

(BONES) ドラマ「BONES」シーズン 2、第 14 話 CHRISTOPHER AMBROSE 脚本／アメリカ
FOX (2007 年放送)

(斎藤幸一、創価大学大学院博士前期課程、saitoko1@gmail.com)